

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第2条第1項第1号の規定により、次のとおり指定し、公告します。

令和2年12月11日

京都市長 門川 大作

1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

史跡

西寺跡

2 指定に係る土地の区域

昭和41年3月22日文化財保護委員会告示第14号により指定された史跡西寺跡の区域

備考 指定に係る土地の区域に関する資料は、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

(行財政局資産活用推進室)